

中国四国厚生局 職員の日

地域包括ケア推進課の仕事

地域包括ケア推進課では、地域包括ケアの推進・普及啓発を目的としたセミナー等の企画、認知症施策の推進、交付金の執行事務等を担当しております。

セミナーや意見交換会等で他省庁や各県・市町村の方と接する機会も多く、その地域ならではの取組（工夫）の情報をキャッチした際には、実際に現地にお邪魔してお話を伺ったり、当局が主催するセミナーで取組をご紹介していただくこともあります。

業務で出会う様々な方のお話を聞く度に、地域包括ケアシステムの構築の為には人と人との繋がりや助け合いが重要であると改めて感じています。中国管内の地域包括ケアシステムの構築に少しでも力になれるよう日々励んでいます。

地域包括ケアシステムの実現に向けて

日本は諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降には、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

このため、厚生労働省では、2025年を目途に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。



健康福祉部
地域包括ケア推進課
地域支援事業係長

丸尾 勇治 Maruo Yuuji
[平成28年度採用]

現在の主な業務内容

- ・地域包括ケアシステムの構築に関するセミナー等の企画・運営
- ・認知症施策に関する業務
- ・交付金の執行事務

16:00 セミナー終了、片付け

無事にセミナーが終了しました。この日のセミナーは450人の方が視聴されていたということで、（少しでも視聴いただいた方々のお役に立てたら良いなあ）と思いながら、オンライン配信業者の方々にお礼を伝え、職場へと戻ります。

17:00 職場に戻り、お礼のメール送信

職場に戻った後は、セミナーにご協力いただいた講師の方等へお礼のメールを送ります。セミナーを開催する際は、テーマや対象者の設定といった企画立案から始まり、何ヶ月も前から関係者との調整や講師との打ち合わせ等を重ねて当日を迎えるので、無事に一日を終えた時は、大きな達成感を得ることができます。

・ 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 16 ・ 17 ・ 18 ・

9:00 課内ミーティング

午後から開催するオンラインセミナーに向けて、課内で最終確認を行います。

12:00 昼食・休憩

この日はセミナーだった為、おにぎり等の軽食で済ませましたが、普段は職場近くのお店で同僚とランチを楽しんだりしています。

8:30 出勤、メールチェック、情報収集

メールをチェックし、一日の流れを再確認します。
この日は午後からオンラインセミナーを開催する為、講師の方から急な連絡が入っていないか、参加者から問い合わせが来ていないか等に注意しながら最終準備をします。

11:00 オンラインセミナー準備



コロナ禍で会場に集まることが難しくなり、令和3年度はほぼ全てのセミナーがオンライン形式となりました。
この日はオンライン配信業者にセミナーの運営サポートをお願いして、スタジオから配信を行いました。

13:30 オンラインセミナーの運営

この日は認知症をテーマとしたセミナーでした。有識者の先生による講演や、地域で工夫をしながら活動されている方に取組の紹介をしていただきました。



セミナーの後半では、取組を発表して頂いた方々に改めて登壇していただき、共通のテーマでパネルディスカッションをしていただきました。

セミナーを実施する際は、厚生局内の他の課の職員にも案内し、希望者に視聴していただきます。

会場から離れていても多くの方が視聴ができるという点はオンラインならではのメリットだと思います。



18:00 退庁

「セミナーも無事終わったし、皆で打ち上げだ！」…と行きたかったのですが、時節柄、自重しました。
セミナーにはあまり関係ありませんが、その日の夕日はとても綺麗でした。



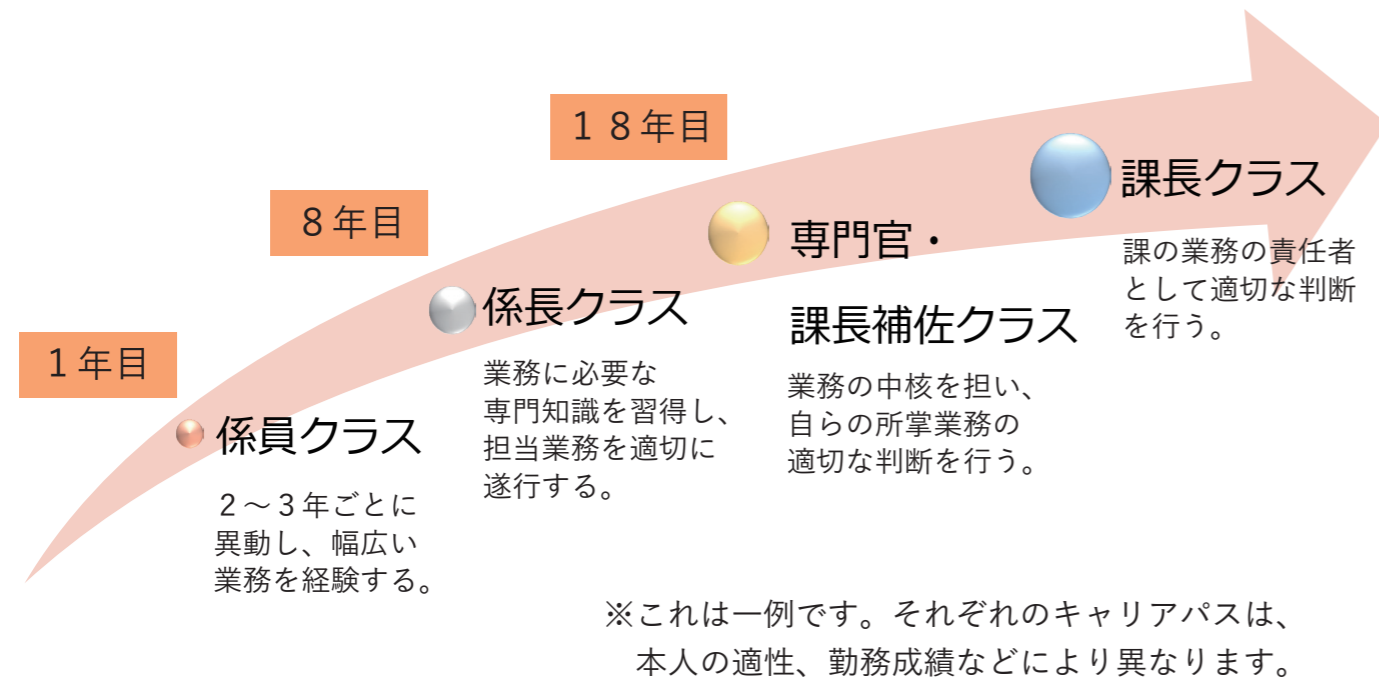
THE NEXT DAY ...

中国四国厚生局入局後の働き方

中国四国厚生局では、2～3年ごとに異動し、幅広い業務を経験します。その中で、知識を蓄積し、専門性を磨き、厚生行政のスペシャリストとして活躍することができます。

また、厚生労働省本省、日本年金機構、他の地方厚生（支）局、市区町村など、中国四国厚生局以外の部署への出向の機会もあります。

《キャリアパス（例）》



《ワークライフバランス》

超過勤務縮減

週2回の一斉定時退庁日（水・金）の呼びかけの他、定時後のミーティングの原則禁止など超過勤務縮減に取り組んでいます。

妊産婦及び育児を行う職員への配慮

女性の産前・産後休暇や育児休暇のみならず、子どもが生まれた全ての男性職員に対し、「男の産休」＜配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）＞の7日取得をはじめ、育児休業の取得を推奨しています。

柔軟な勤務時間

フレックスタイム制の導入により、勤務時間を柔軟に変更することができます。



中国四国厚生局では、女性の育児休業取得はもちろん、男性職員の育児休業の取得を推奨しています。

実際に育児休業を取得した女性職員（令和4年度）と男性職員（令和2年度、令和4年度の2回）に取得した際の様子や周りの環境など育児休業制度を利用した感想について聞いてみました。



住田 雪音
Sumida Yukine

令和4年度 育児休業取得女性職員

第一子出産に伴い、産前産後休暇・育児休暇を取得しました。妊娠中は、身体への負担が少ないよう、業務内容に配慮していただきました。また、電車通勤でしたが、悪阻の時期にはテレワーク制度も活用でき、大変助かりました。

休暇中も、適宜職場から連絡をいただき、その度に温かいお言葉に感謝していました。職場には育児休暇取得の先輩方もおられるので、とても心強いです。復帰後も皆様に支えられて、育児と仕事に奮闘する日々です。

令和2年度、令和4年度 育児休業取得男性職員

育児休暇の取得と聞くと一般的には長期間職場を不在にすることから、周囲に迷惑をかけるなどと抵抗を感じる人も少なくないでしょう。

しかしながら、厚生局では上司の人事評価にも部下の育児休暇の取得促進に積極的に取り組むことが目標設定として盛り込まれており、個人ではなく組織としてバックアップする雰囲気や体制が整っていると感じます。

取得により子供との貴重な時間を共有できただけでなく、復帰に際し、あらためて周囲への感謝の気持ちを強く実感したことが、再び仕事への活力に繋がっています。